

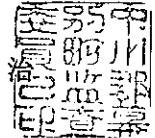


## 監査公表第4号

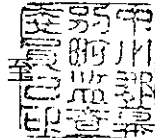
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、行政監査に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年10月15日

幕別町監査委員 八重柏 新



幕別町監査委員 藤谷 謹



### 行政監査報告書

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査のテーマ

幕別町忠類ナウマン象記念館の管理運営状況及び現金取扱状況

##### 2 監査の目的

行政の経済性、効率性及び有効性の確保に加え、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかを検証することを目的として行った。

##### 3 監査の対象

幕別町忠類ナウマン象記念館

##### 4 監査実施日 令和6年10月8日（火）

##### 5 監査の方法

監査の対象とした担当部局から資料及び関係書類の提出又は提示を求め、これをもとに、質問その他の方法によって監査を行った。

#### 第2 監査の結果

幕別町忠類ナウマン象記念館の管理運営は適正に執行されており、指摘事項は特に見当たらない。

なお、施設老朽化に伴い、修繕等が必要な箇所が見受けられることから、展示物や観光面を考えると適切に整備願いたい。